

事案書（ 経営会議 調整会議）

開催日：平成27年10月27日（火）

担当課：総務部 収納課

<p>件名：大和市市税条例の一部改正（法改正に伴い猶予制度の所定の事項を規定）について</p>	
<p>提出理由：地方税法の改正に伴い、市税条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため</p>	
<p>内 容：</p> <p>1. 背景等</p> <p>(1) 猶予制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税法において、納税者又は特別徴収義務者が一定の要件を満たす場合には、徴収の猶予や換価の猶予が認められている。 <p><徴収の猶予></p> <p>災害、盗難、病気、事業の損失などにより、市税等を一時に納付することができないと認められた場合に、申請に基づき1年以内（最大2年）の期間、徴収を猶予するもの。</p> <p><換価の猶予></p> <p>事業の継続や生活の維持が困難となる他、猶予することが徴収上有利となる場合に、納税について誠実な意思を有すると認められるときは、1年以内（今回の法改正により最大2年）に限り公売や取立などの財産の換価を猶予するもの。</p> <p>(2) 法改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年3月の地方税法改正により、納税者の負担の軽減、早期かつ的確な納税の確保、地方分権の推進などの観点から、猶予については、各地域の実情等に応じて以下の事項等について条例で定めることとされ、また、新たに申請による換価の猶予制度も創設された。 なお、この見直しについては、条例の整備等の準備期間が必要となるため、平成28年4月1日から施行することとされている。 <p>【主な条例委任事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 各猶予期間中の分割納付の方法 各猶予に係る申請書の記載事項及び添付書類並びに申請書及び添付書類の訂正期限 申請による換価の猶予に係る申請期限 担保を徴取しない条件 	<p>2. 本市の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の過去3年間の猶予件数は、徴収猶予0件、換価猶予6件となっている。 <p>3. 条例改正の考え方</p> <p>(1) 改正の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 国税においては、平成27年4月1日に猶予制度についての法改正が既になされており、条例の規定にあたっては、原則として国税の規定に準じた内容に統一する。 <p>(2) 改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 各猶予期間中の分割納付の方法 <ul style="list-style-type: none"> 徴収の猶予は、財産の状況その他の事情から合理的かつ妥当なものに分割。 換価の猶予は、猶予期間内の各月（市長が認めるときはその指定する月）に分割。 各猶予に係る申請書の記載事項及び添付書類並びに申請書及び添付書類の訂正期限 <ul style="list-style-type: none"> 納付できない事情の詳細や徴収金の年度、種類、納期限、金額などを記載事項として定める。 申請書、添付書類の訂正期限は20日とする。 申請による換価の猶予に係る申請期限 <ul style="list-style-type: none"> 納期限から6月以内とする。 担保を徴取しない条件 <ul style="list-style-type: none"> 猶予金額が100万円以下の場合、猶予期間3月以下の場合、担保を徴取できない特別な事情がある場合には、担保を徴取しないこととする。 <p>※地方税法に定めるもののほかに、自治体の実情に応じて条例で独自に定めることができる項目があるが、今回の改正では規定しないこととする。</p> <p>4. 県内他市の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内各市においても、国税の規定に準じた内容に統一する予定となっている。
<p>経 過</p> <p>H27.3 地方税法等の一部を改正する法律公布</p> <p>H27.4 国税の猶予制度改正</p>	<p>今後の予定</p> <p>H27.12 議案提出</p> <p>H28.4 条例施行</p>